

訴状提出チェック表（離婚等請求事件）

令和4年6月

当事者の表示

- 本籍（国籍）の記載があるか、戸籍と一致しているか
- 郵便番号、住所の記載に間違いはないか、管轄はあるか
- 氏名が戸籍と一致しているか フリガナはあるか

請求の趣旨

1 離婚

- 「原告と被告とを離婚する」と記載しているか

2 親権者の指定

- 未成年者について、親権者指定の申立てがあるか
- 未成年者の名が戸籍と一致しているか フリガナがあるか

3 養育費請求

- 支払始期、終期の記載があるか
- 「満18歳」や「満20歳」など具体的な記載としているか。

4 財産分与

- 遅延損害金の起算日は適正か、遅延損害金の起算日につき、「本判決確定の日」又は「本判決確定の日の翌日から」と記載しているか
- 調停時に婚姻関係財産一覧表を作成していた場合、同一覧表を添付しているか
- 財産目録は添付されているか

5 年金分割

- 有効期限内（訴え提起日から1年以内）の情報通知書の写しが添付されているか（別途、原本の提出がされているか）

6 慰謝料請求

- 遅延損害金の起算日は適正か（「本判決確定の日の翌日等」）
- 遅延損害金の割合は3%と記載しているか（離婚そのものによる慰謝料の

場合)

7 その他

仮執行宣言を付すことが適当か検討したか

請求の原因

離婚原因に該当する条文の明示があるか（民法770条1項の何号にあたるかの記載）

別居開始日の記載があるか

未成年者の親権者指定についての記載があるか

離婚そのものによる慰謝料か離婚原因慰謝料かの判断がつくように請求を特定しているか

財産分与請求がある場合、基準日についての主張があるか

調停前置事件についての記載があるか

調停申立日 家裁名 事件番号 不成立日

争点や合意できなかった事項

涉外事件の場合、国際裁判管轄についての主張（人訴法第3条の2のどれにあたるのか）、準拠法についての主張があるか

書証

証拠説明書の添付はあるか

戸籍全部事項証明書を書証として添付しているか

養育費、財産分与請求がある場合、収入や財産に関する資料はあるか

養育費；源泉徴収票、課税証明書など最新の収入資料

財産分与；不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金残高証明書等の財産の資料

訴訟救助

生活保護受給証明書、収入に関する資料、直近3か月分の家計収支表、通帳写し等の疎明資料を添付しているか

添付資料

訴訟代理委任状を添付しているか（手続代理委任状を添付していないか）

戸籍全部事項証明書は3か月以内の原本を用意しているか

年金分割情報通知書の原本を添付しているか、有効期限内（1年以内）に提

供を受けたものか

- 添付書類に個人番号（マイナンバー）の記載のあるものはないか
- 提出書類に秘匿を希望する住所等があらわれていないか（訴訟救助の疎明資料を含む）
 - 全ての書類の秘匿を希望する住所等につき、マスキング処理がなされているか
 - 秘匿を希望する情報がある場合、秘匿希望の申述書を作成しているか

訴え提起手数料

- 訴え提起手数料は適正か

（参考）

- 離婚請求と損害賠償請求の併合請求の訴額は多額の一方の訴額による
- 離婚事件における親権者指定の申立てについては、手数料不要
- 附帯処分
 - （養育費） 1200円に子供の人数を乗じた額
 - （財産分与） 請求する財産分与の額に関係なく一律1200円
 - （年金分割） 情報通知書1通につき1200円

郵便切手

- 合計5,802円（原告及び被告各1名の場合）

（内訳）

500円×8枚、100円×6枚、84円×10枚、50円×2枚
20円×8枚、10円×6枚、5円×6枚、2円×6枚

- 被告が1名増えるごとに2,198円（500円×4枚、84円×2枚、10円×2枚、5円×2枚）を増額

※訴訟進行に関する照会書（原告用）も訴状と共に提出してください。